別表（第3条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 使用料（1月当り） |
| 一般家庭 |  |
|  | 基本料 | 世帯員割（1人当り） |  |
| 3,150円 | 315円 |
|  |
| 事業所事務所公共施設等 | 基本料金に次の金額を加算する。 |
|  | 使用人数 1人～10人 | 1,575円 |  |
| 使用人数11人～20人 | 4,725円 |
| 使用人数21人～40人 | 9,450円 |
| 使用人数41人～60人 | 18,900円 |
| 使用人数61人以上 | 31,500円 |
|  |
| 店舗併用家庭 | 世帯人員に使用人員を加算し、一般家庭の料金の額を適用する。 |
| 飲食業鮮魚店理美容業 | 経営主の一般家庭使用料金へ業務料3,675円を加算する。ただし、処理区域内の同じ敷地内で住居と店舗を別棟で所有するものは、同一世帯とみなす。ただし、同一敷地外においては、その限りではない。 |
| 病院医院 | 事業所・事務所・公共施設等の料金を適用し、住居と併用の場合は一般家庭料金を加算する。 |
| その他施設等 | 営業の用に供さず日常生活を営んでいない施設は、一般家庭の基本料金とする。 |

備考

この表の使用人員とは、規則に定める処理対象人員を算定したものをいう。